（地方法人特別税等に関する暫定措置法施行規則の廃止）

第二条　地方法人特別税等に関する暫定措置法施行規則（平成二十年総務省令第八十六号）は、廃止する。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第一条中地方税法施行規則第二条の二第二項及び第六項の改正規定並びに次条の規定は、平成三十一年一月一日から施行する。

（道府県民税及び市町村民税に関する経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の地方税法施行規則第二条の二第二項及び第六項の規定は、平成三十一年度以後の年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について適用し、平成三十年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

（自動車取得税に関する経過措置）

第三条　地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号。以下この条及び次条において「改正法」という。）附則第十一条の規定によりなお従前の例によることとされた自動車取得税について第一条の規定による改正前の地方税法施行規則第八条の二十七第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定により減額する場合において、平成二十九年八月以後に到来する交付時期において交付すべき額から当該減額する額を差し引いた額が零を下回るときは、当該下回る額は、当該交付時期において、改正法第二条の規定による改正後の地方税法第百七十七条の六第一項及び第二項の規定によって交付すべき環境性能割額から控除するものとする。

（地方法人特別税等に関する暫定措置法施行規則の廃止に伴う経過措置）

第四条　平成三十年八月までの譲与時期に係る改正法附則第三十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）に規定する地方法人特別譲与税については、第二条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法施行規則（以下この条において「廃止前暫定措置法施行規則」という。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、廃止前暫定措置法施行規則第一条中「地方法人特別税等に関する暫定措置法」とあるのは、「地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法」とする。

（地方自治法施行規則の一部改正）

第五条　地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

別記歳入歳出予算の款項の区分及び目の区分の歳入の表都道府県の項の欄及び目の欄中

「7　自動車取得税	
8　軽油引取税	を
9　自動車税	」

1　自動車取得税	
1　軽油引取税	を
1　自動車税	」

「7　軽油引取税	
8　自動車税	に改め、同表都道府県の項の欄中

1　軽油引取税	
1　環境性能割	を
2　種別割	」

「10　鉱区税」を「9　鉱区税」に改め、「11　固定資産税」の項から「15　旧法による税」の項までを1号ずつ繰り上げ、同表市町村の目の欄中「1　軽自動車税」を「1　環境性能割
2　種別割」に改め、同表市町村の款の欄中「20　市（町村）債」を「21　市（町村）債」に改め、「8　地方特例交付金」の款から「19　諸収入」の款までを1号ずつ繰り下げ、同表市町村の欄中

「6　地方消費税交付金	
7　自動車取得税交付金	を
8　環境性能割交付金	」

1　地方消費税交付金	
1　自動車取得税交付金	を
2　旧法による自動車取得税交付金	」

「6　法人事業税交付金	
7　地方消費税交付金	に改め、
8　環境性能割交付金	」

1　法人事業税交付金	
1　地方消費税交付金	に改め、
1　環境性能割交付金	」

同表の備考2中「8　地方特例交付金」を「9　地方特例交付金」に、「11　地方特例交付金」を「12　地方特例交付金」に、

「6　地方消費税交付金	
7　自動車取得税交付金	を
8　地方特例交付金	」

1　地方消費税交付金	
1　自動車取得税交付金	を
1　地方特例交付金	」